

令和7年度第2回厚別警察署協議会議事概要

開催日時	令和7年9月24日（水）午後3時00分から午後4時45分までの間	
開催場所	厚別警察署 大会議室	
出席者	委 員	警 察 署
	会 長 渋谷 ヒ ロ 子 副会長 牧 野 恵 美 委 員 秋 島 玉 江 小 山 内 康 徳 阿 部 泰 洋 柄 澤 尚 江 佐々木 圭 子 三 上 睦 子 山 本 大 輔 佐 藤 信 一 郎 協議会委員 計10人（定員10人）	署 長 浅 沼 淳 副 署 長 浅 野 亮 刑事生活安全官 山 田 千 歳 地域交通官 川 岸 健 司 北広島交番所長 岡 部 尚 樹 （事務局） 警 務 課 長 高 橋 秀 智 警務係長 警察署 計7名
1 信濃交番見学（希望者のみ（8人）） 2 開会の辞 3 会長挨拶 警察署協議会は、警察署の業務運営に民意を反映させるため、そのあり方について住民等の意見を聞くための機関になります。さらに、警察署の業務運営について住民等に説明し、その理解と協力を求める場でもあります。本日も厚別警察署から業務説明等が行われますが、説明に対する質問、要望、意見があれば発言をお願いいたします。 4 署長挨拶 先程、信濃交番を見学していただき、道産木材を使用した明るく親しみやすい印象を持たれたと思いますが、地域の安全センターとして皆様の期待に応えていきたいと思います。 連続発生したタイヤ盗難事件被疑者を検挙するも、死者3人となる交通死亡事故が3件発生するなど油断できない治安情勢ですが、「犯罪や事故のない安全で安心して暮らせる厚別区と北広島市」を実現するために署員が一丸となって各種対策に取り組んでまいります。 委員の皆様方からは是非、忌憚のないご意見、ご提案等をお願いいたします。 5 事前に頂いた警察署協議会委員からの意見・要望に対する回答 （委員） 最近も特殊詐欺の被害に遭ったという新聞記事をよく見かけます。偽の警察官の名前を名乗ったり、騙ったりして言葉巧みに誘導され高額な被害が出ています。「自宅近くに現金を置いて」「資金を金塊に変えて」と最新の手口も出てきました。私たちができる対策や注意してほしいことを教えてください。 （警察）		

警察が取り組む特殊詐欺被害防止対策は、まずは被疑者を検挙することであり、だまされた振り作戦等の捜査により被疑者の検挙に努めています。抑止対策としては、道警察として、金融機関等と協定を締結し被害拡大防止等を図り、犯人から押収した名簿の搭載者に対する注意喚起、犯人からの電話を受けることがないように国際電話利用休止の申込み支援、電話防犯機器の普及等に努めています。また、ほくとポリス、防犯メールなどの広報媒体により詐欺の手口等について住民への周知を図っています。そのほか警察署では、巡回連絡、防犯講話、各種啓発活動などあらゆる機会において詐欺の手口等を住民に周知させ、住民の防犯意識の向上を図っています。特に、ナンバーディスプレイ、留守番電話機能を使い、いつでも留守番電話に設定して相手を確認してから電話に出るなど犯人と会話をしないことが大切です。犯人はだますために繰り返し電話をしているため、一般の方はだまされやすいことから、犯人と会話をしないことが一番の防犯となります。

被害防止のためには、詐欺の手口に関心を持つことであり、「詐欺のニュースや記事」などを見て、詐欺の手口について知識をつけることで詐欺に気づきやすくなります。協議会委員の皆様には平素から家族、職場の同僚、友人、知人や地域の住民等に詐欺の手口を教示していただき、詐欺被害防止にご協力をお願いいたします。

※ 下記「7 協議事項」において詳細を説明した。

(委員)

児童を放置したとして、保護者が逮捕されるという報道が以前よりも増えているように感じます。これは、児童虐待件数が増えているということなのか、それとも警察の対応を厳格化したということなののでしょうか。また、逮捕された保護者はどのような刑事処分となるのでしょうか。

(警察)

当署における児童虐待の取扱件数は、過去5年で比較しても、令和7年8月末が一番少ない件数となっています。警察としては、児童虐待に限らず、人身安全関連事案等、人の命に直結する取扱いに関しては、以前から厳格な対応をしております。

単純に児童虐待の件数が増えたため、それに比例して、報道が取り扱う件数も増えたというより、ここ最近では、地域住民の児童虐待に関する危機意識が高まり、些細なことでも通報してくれるケースが増えた結果、保護責任者遺棄などで事件化し、報道発表するケースも増えたのだと考えます。

逮捕された被疑者（保護者等）の刑事処分は、警察として把握はしていますが、処分結果を回答する立場にはないため、回答は控えさせていただきます。

(委員)

以前、家に訪問され、家族状況等の調査を受けた経験がありますが、現在もその業務はあるのでしょうか。

(警察)

交番や駐在所に勤務する地域警察官が行う活動である「巡回連絡」であり、現在も規則によって定められています。地域警察官が担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡等の聴取を行っています。

6 業務概況説明

7 協議事項

特殊詐欺等被害防止について

- ・ 特殊詐欺事件発生状況について
- ・ SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺事件発生状況について
- ・ 最近の主な手口
- ・ 被害抑止方策

※ 「5 事前に頂いた警察署協議会委員からの意見・要望に対する回答」にも記載。

8 質疑応答、その他、委員からの要望意見等

(1) 特殊詐欺事件等の被害回復状況について

(委員)

特殊詐欺事件等の犯人が検挙された場合は被害金は戻ってくるのでしょうか。

(警察)

犯人を検挙しても、犯人に弁済する意識、能力がないことが多く、被害回復は難しいです。

(2) 巡回連絡等での警察官としての身分確認について

(委員)

巡回連絡等で警察官が自宅を訪ねてきたときに警察手帳を見せてもらいましたが、短時間しか見せてもらえず本物の警察官なのかと気になったと話す方がいました。警察手帳をしっかりと確認させてほしいと思います。

(警察)

警察手帳の写真撮影等は偽造防止等の観点からできませんが、警察手帳の顔写真や名前が確認できるように、しっかり警察手帳を見せてもらってください。それでも本物の警察官なのか確認したい場合はその場で警察署に電話をかけてください。

(委員)

警察官の警察手帳等を本物かどうかを見分ける方法がありますか。

(警察)

警察手帳等を模倣したグッズが販売されていますので、一般の方はグッズを本物かどうかを見分けることは難しいと思います。警察署名、顔写真、氏名を確認し、警察署に電話をかけていただきたいと思います。

(3) 熊出没時の対応について

(委員)

厚別では熊の出没は今のところありませんが、厚別警察署で熊対策を担当する課はどこの課になるのでしょうか。また熊が出没した場合はどのように対応しているのか教えてください。

(警察)

一時的には地域警察官が現場に赴き、現場の状況を確認し、市や区役所の担当窓口に関連し、ハンター等の要請等の対応を依頼するとともに、住民の避難、誘導、広報活動を行います。

改正鳥獣保護管理法の施行により、9月1日から市町村等の自治体の判断でハンターに対し熊の駆除を委託できるようになりました。今までは緊急避難等の一定の要件があれば警察官の判断で対応していました。

一時的な現場対応は地域課の地域警察官が対応しますが、法令に関することや事件事故に発展した場合は、生活安全課が窓口となり対応します。

(委員)

近所で熊が出没したと教えられたが、熊が出没した場合はどこに通報したらよいか。

(警察)

警察署への通報でも構いませんが、110番に通報してください。特に夜間は、市や区役所は担当者が不在ですので110番通報してください。

一時的に警察官が現場に向かい、一時的な対応をし、市や区役所に連絡し自治体からハンター等を要請していただきます。現場に熊がいない場合は、足跡、糞などから熊の出没した痕跡を確認することになります。

9 その他

- ・ 窃盗事件被疑者検挙事例の紹介について
- ・ 第3回警察署協議会開催予定について

令和7年11月か12月に予定

10 閉会の辞